

(別紙2)

## (Ⅱ) 畜産タイプ

### 第1 趣旨

要綱別表5のⅣの2経営資源有効活用地区推進事業のうち農畜産業機械等リース支援事業（経営資源有効活用型）の畜産タイプは、要綱に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

### 第2 事業内容

事業実施主体は、新規就農者及び経営資源を活用して規模拡大を行う者（以下「新規就農者等」という。）が農業機械等のリース方式による導入を行う場合に、当該新規就農者等が農業機械等の貸付者に対し支払う貸付料の一部について、当該貸付者を通じて、次に定めるところにより助成するものとする。

#### 1 助成対象者

助成対象者は、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 事業実施年度の前年度の4月1日以降に就農した者であって、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項の認定を受けた者
- (2) 規模拡大を行う者であって、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）別表1のⅠの4により、離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源を活用して施設の補修・改修が行われた施設等の利用者（事業実施年度において利用することが確実である者を含む。）

#### 2 助成額

助成対象者への助成額は、次の(1)及び(2)のうちいずれか低い額とする。

- (1) 助成対象者がリース方式により導入する農業機械等の価額（賃貸借の開始の時ににおける当該農業機械等の帳簿価額をいう。以下同じ。）からその見積残存価額（その賃貸借の終了の時ににおいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額をいう。以下同じ。）を控除したものに2分の1を乗じて得た額
- (2) 助成対象者がリース方式により導入する農業機械等の価額に当該農業機械等の貸付期間がその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）に占める割合を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

#### 3 助成対象機械

本事業において、リース方式によるその導入について助成を行う対象とする農業機械等は、別表に掲げる機械（以下「助成対象機械」という。）とする。ただし、その賃貸借の開始の時ににおいて、その法定耐用年数から経過年数を控除した年数が2年以上であるものに限り、試験研究のために製造されたものは対象とならない。また、1の助成対象者に係る助成対象機械の価額の総額は、1の(1)については3,000万円、1

の(2)については1,000万円を限度とする。

#### 4 助成対象機械の貸付者

事業実施主体が、新規就農者等の農業機械等のリース方式による導入について助成するため、2に規定する助成額を交付する助成対象機械の貸付者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 5に規定するリース契約に基づき、1に規定する助成対象者に対し、3に規定する助成対象機械を貸し付ける者であること。
- (2) 助成対象機械の貸付料について、2に規定する助成額のほか、当該助成額に相当する額を自ら調達した場合に支払うべき利息の額に相当する額を控除して計算するなど、低廉なものとするよう努める者であること。
- (3) 債務超過の状態にないこと。
- (4) 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがないこと。

#### 5 助成対象者と助成対象機械の貸付者との間におけるリース契約

その契約に基づく新規就農者等による農業機械等の導入について助成対象とするリース契約は、次に掲げる要件をすべて満たす契約とする。

- (1) 締結の日が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和34年法律148号）第6条の交付の決定の日以後であること。
- (2) 助成対象機械の貸付期間が5年以上であること。ただし、その法定耐用年数から経過年数を控除した年数が5年未満の場合にあっては、2年以上であること。
- (3) 助成対象機械の貸付料が、見積貸付料の総額から2に規定する助成額に相当する額を控除した金額であること。

### 第3 事業実施主体

- 1 生産局長が別に定める公募要領により応募者の中から選定された団体とし、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 畜産業に幅広い知見を有し、事業の実施に係る事業運営管理、補助金の交付、会計処理等の業務を適切に実施する能力を有する団体であること。
- (2) 決算時に債務超過でないなど、財務状況が健全な団体であること。

また、応募に当たっては、応募団体の代表者は、補助事業期間中、日本国内に居住し、事業の管理及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

- 2 要綱別表5のⅣの2の事業実施主体の欄の生産局長等が別に定めるその他農業者の組織する団体は、法人でない社団であって、代表者、組織及び運営についての定めがあり、事業の実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有している協議会をいう。

### 第4 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、事業実施計画の承認を受けた年度の1年間とする。

## 第5 事業の成果目標

- 1 要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、事業実施年度から起算して4年目の年度とする。
- 2 成果目標については、成果目標年度までの期間中における家畜飼養頭羽数の増加、自給飼料の作付けの拡大等、定量的に図ることができる指標を設定するものとする。

## 第6 事業の補助要件

地方農政局長は、要綱別表5のⅣの2の補助要件の欄に定める要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。なお、同欄の生産局長が別に定める要件は以下に定めるとおりとする。

- (1) 強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）の別表1のⅠの4の事業を実施する地区を対象に行うこと（新規就農者を助成対象者とする場合を除く。）。

## 第7 事業実施手続

### 1 事業実施計画

- (1) 助成対象者及び助成対象機械の貸付者は、共同して、別記様式第2－1号により、農業機械等導入計画を作成し、これを事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により提出された農業機械等導入計画を審査し、これを調整するとともに、要綱第5の1の(1)に基づき、別記様式第2－2号により事業実施計画を作成し、都府県にあっては地方農政局の地域センター（以下「地域センター」という。）を、北海道にあっては北海道農政事務所を經由して（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域及び沖縄県にあっては、直接。以下同じ。）地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、承認を受けるものとする。
- (3) 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げる事項とする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 助成額又は事業量の3割を超える変更

ウ 助成対象者の変更

エ 助成対象機械の設置場所の変更

### 2 リース事業計画の承認

- (1) 地方農政局長は、この要領に掲げる基準等を全て満たす場合に限り、リース事業計画の承認を行うものとする。
- (2) 別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の公募時の事業実施計画については、(1)の承認を受けたものとみなすことができる。

### 3 交付決定前の事業着手

地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、

地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2－3号により、地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。交付決定前に事業に着手する場合にあっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった後に着手するものとし、交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、交付決定前に着手した場合、事業実施主体は、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

#### 4 補助金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を、事業実施主体に滞留させることなく、機械施設利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る補助金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

#### 5 助成金の返還等

地方農政局長は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械施設が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

### 第8 助成

#### 1 補助対象経費

助成の対象となる経費は、事業実施にかかる経費のうち、次に掲げる経費に該当するものとする。但し、(2)については、要綱別表5のⅣの経営資源有効活用地区推進事業のうち技術習得等支援事業の取組の一環として取り組む場合に限る。

(1) 第2の2に規定する助成額の交付に必要な経費

(2) 第2に規定する事業の推進に要する経費であって次に掲げるもの（(1)に掲げる経費に該当するものを除く。）

ア 助成額の交付に係る経費

イ 消耗品費

事業を実施するための各種事務用品の調達に必要な経費とする。

ウ 旅費

事業を実施するための資料収集、打合せ、現地確認のための移動や宿泊に必要な経費とする。

エ 謝金

事業を実施するための専門的知識の提供、資料の収集への協力に対する謝礼に

必要な経費とする。

オ 賃金

事業を実施するための事務の補助を目的として事業実施主体が雇用した者への実働に応じた対価（日給又は時間給）の支払に必要な経費とする。

カ その他

事業を実施するための設備の賃借料、通信運搬費、複写費、印刷製本費など、他の費目に該当しない経費とする。

2 次の取組は、国の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- (3) 販売促進のためにPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

第9 事業実施状況等の報告

- 1 事業実施主体は、要綱第6の1に基づき、事業開始年度の翌年度から目標年度までの間、別記様式第2－4号により、当該年度における事業の実施状況をその翌年度の7月末日までに、都府県にあっては地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の報告を行うため、助成対象機械の貸付期間中においては、毎年度、当該助成対象機械の利用状況について把握するとともに、助成対象者及び助成対象機械の貸付者に対し、必要に応じて、効果的な利用計画の促進に向けた指導を行わなければならない。

第10 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業評価及びその報告は、別記様式第2－5号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた成果報告書の内容について、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、その評価を行うものとする。  
なお、検討会の開催に当たり、成果報告書の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長（生産局長を除く。）は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。

- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第2－6号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長（生産局長を除く。）は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度成果報告書を提出させるものとする。

#### 第11 事業実施に当たっての留意事項

- 1 事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に定めるところにより、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、助成対象者から、点検シートの提出を受けることとするなど、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。
- 2 助成対象者は、導入しようとする農業機械等の選定に当たっては、原則として3者以上の事業者から見積書を徴取するものとし、徴取した見積書の写しを第7の1により提出する農業機械等導入計画に添付するものとする。

#### 別表 「種類別助成対象機械」

| 種 類                | 貸付対象                                                      |
|--------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1 飼料の生産及びその利用に係る機械 | 耕起・播種機械、覆土・鎮圧機械、たい肥調整機械、たい肥散布機械、飼料収穫機械、飼料調製機械、飼料米利用に必要な機械 |
| 2 飼養管理等に係る機械       | 畜舎温度制御機械、乳質改善機械装置、飼養管理機械、酪農関係機械、自動給餌機関係機械、鶏卵関係機械          |